

# 周防大島町地域公共交通利便増進実施計画（仮称）の策定について



令和6年11月

# 利便増進実施計画とは

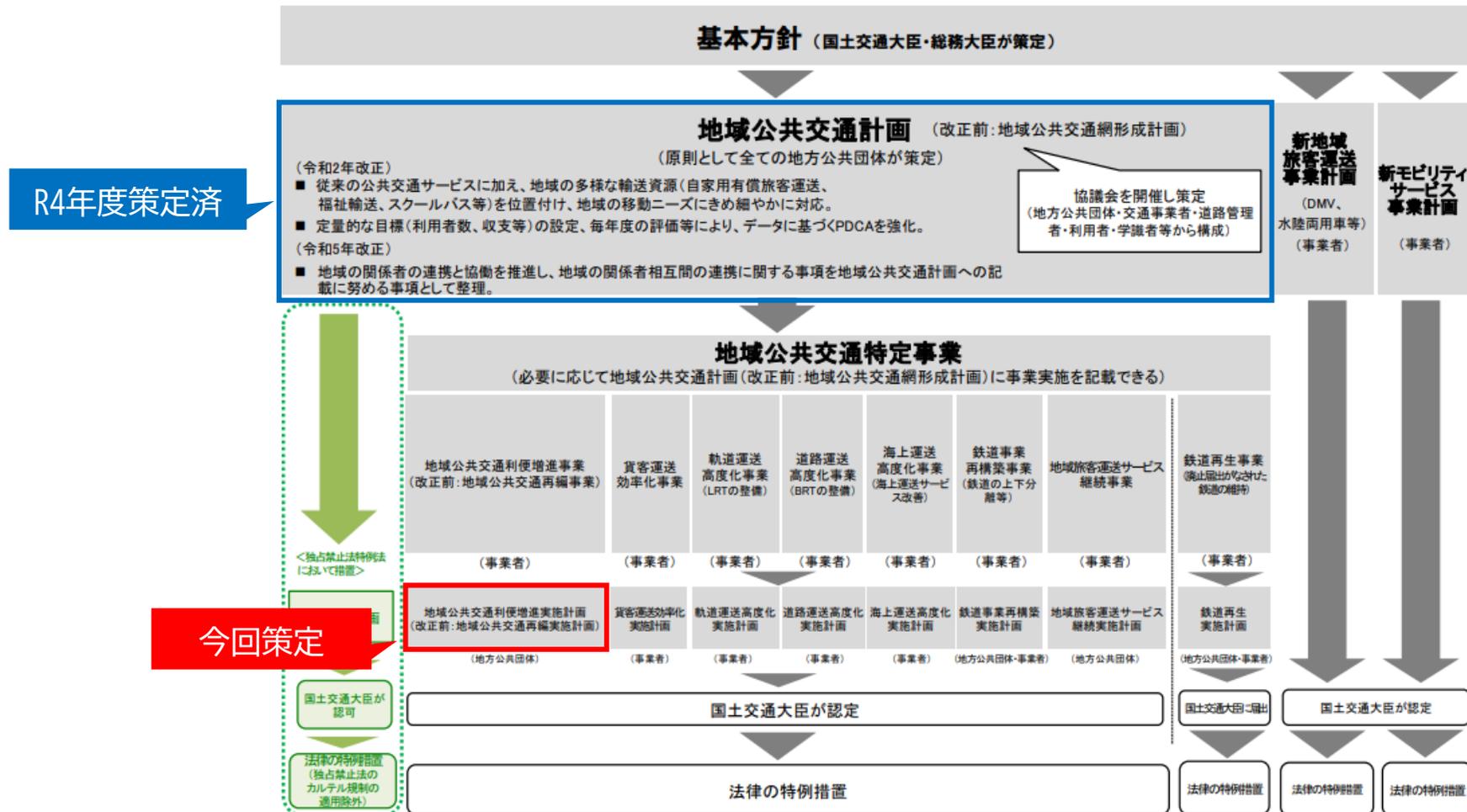
## 1. 計画の概要

令和4年度に策定した周防大島町地域公共交通計画に基づき、公共交通ネットワークの再編のほか、ダイヤや運賃などのサービス面の改善、**利用者の利便の増進に資する取組（事業）**を進めている。

こうした取組のうち、**利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保する観点で実施される取組**のうち、地方公共団体が地域公共交通網の整備を図るために、地方公共団体が**公共交通事業者等への支援を行うことにより実施を促進**するものを「**地域公共交通利便増進事業**」という。

この事業について、地方公共団体が事業実施者と連携して取り組んでいくため、地方公共団体が事業実施者の同意を得て、その実施計画である「**利便増進実施計画**」を定める。

利便増進実施計画は、国土交通大臣の認定を受けると、その内容に対して**法律上の特例措置**を受けることが可能。



# 地域公共交通利便増進事業に含まれる事業

イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

## ① 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

《事業例》

- ・バス路線の幹線と支線の分割
- ・市街地中心部のバス路線の集約化
- ・中心市街地を回遊できるバスの新設 など



## ② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業※への転換

- (i) 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換
- (ii) 一の種類の道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換
- (iii) 一の種類の旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客船（定期航路事業）へ転換



- ・自家用有償旅客運送から路線バス・一般タクシーへの転換 など

## ③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

《事業例》

- ・交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・自家用有償旅客運送の区域の拡大 など

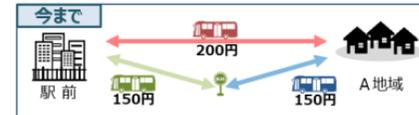


ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するものとするもの

## ① 運賃又は料金の設定

《事業例》

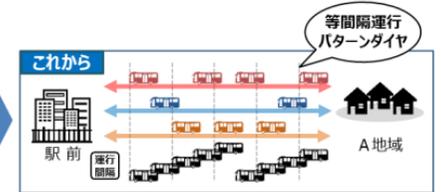
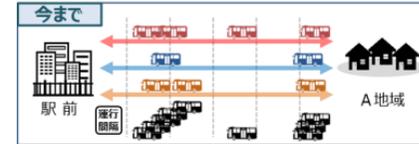
- ・定額制乗り放題運賃
- ・通し運賃 など



## ② 運行回数又は運行時刻の設定

《事業例》

- ・等間隔運行やパターンダイヤ など



## ③ 共通乗車船券の発行

《事業例》

- ・電車・バス一日乗り放題切符、観光周遊フリーバスの発行 など



## ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業（施行規則 § 9 の 3）

《事業例》

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置

出典：地域公共交通計画等の策定の手引き（第4版：令和5年10月改訂）

## 計画を策定するメリット

### ①手続きのワンストップ化

利便増進計画と個別事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなる。

### ②サービスの持続的な提供

公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保する。

### ③計画を阻害する行為の防止（※一般乗合旅客自動車運送事業のみ）

利便増進計画の維持が困難となり、かつ、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、

i) 利便増進事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の許認可が制限される。

ii) 利便増進事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の実施方法の変更を命じることができる。

また、道路運送法による乗合バスの新規参入等に係る通知を受けた地方公共団体は、当該新規参入等により想定される利便増進計画への影響について、定量的に明らかにした上で、法定協議会等における議論を踏まえ、国に意見を提出することができる。

### ④少量貨物の運送（※自家用有償旅客運送のみ）

旅客の運送に付随して、少量の貨物を運送することができる。

※このほか、国庫補助（フィーダー系統補助）の国庫補助額の上限引き上げ等がある

出典：地域公共交通計画等の策定の手引き（第4版：令和5年10月改訂）

### ①地域公共交通計画との連動

利便増進事業に位置付ける事業は地域公共交通計画にも明示する必要がある。また、利便増進実施計画の計画期間は地域公共交通計画の計画期間に内包される必要がある。

(=地域公共交通計画の見直しを行う)

### ②利便増進実施計画の法令の特例措置の有効期間

利便増進実施計画の認定に伴う法令の特例措置は認定後最長5年間受けることができる。

### ③補助との連動化

国庫補助（地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助））が法令の特例措置の対象となるため、国庫補助の対象期間と利便増進実施計画の計画期間を合わせる必要がある。国庫補助の対象期間は10月～翌年9月であるため、利便増進実施計画の対象期間も10月スタートとなる。

### ④利便増進事業の段階的な実施

実施を予定している事業のうち、一部の取組について、当初の計画認定段階では記載せず、実施が可能になった段階で変更認定申請を行うことも可能。

# 利便増進実施計画に記載する内容

## 【記載する事項】

- ① 実施区域
- ② 事業の内容・実施主体
- ③ 地方公共団体による支援の内容（地方公共団体の負担額）
- ④ 実施予定期間
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額（地方公共団体の負担額を除く）・調達方法
- ⑥ 事業の効果
- ⑦ 地域公共交通計画に利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- ⑧ 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
- ⑨ その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

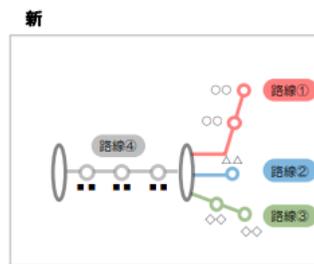
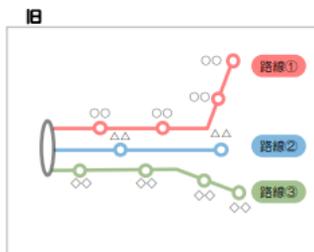
項目	事業内容	実施主体
〇〇地区における路線の編成の変更	.....	
〇〇路線の幹線と支線への分割	.....	〇〇
.....	.....	〇〇
.....	.....	〇〇
〇〇線の利用を円滑化するための運賃の設定	.....	
〇〇地域における定額制乗り放題運賃の導入	.....	〇〇
.....	.....	〇〇
.....	.....	
〇〇路線の利用を円滑化するための	.....	
〇〇路線の等間隔運行化	.....	
.....	.....	

※事業内容に応じ、事業を行う路



## ネットワーク再編を実施する対象路線（区間）等

### 対象路線（区間）等の図示



	旧	新
運行会社	A社	A社
主な経由地	〇〇、〇〇、〇〇、〇〇	〇〇、〇〇、〇〇、〇〇
キロ程	〇〇km	〇〇km
便数	〇〇便/日	〇〇便/日
運行会社	B社	B社
主な経由地	△△、△△、△△、△△	〇〇、〇〇、〇〇、〇〇
キロ程	〇〇km	〇〇km
便数	〇〇便/日	〇〇便/日
運行会社	C社	C社
主な経由地	◇◇、◇◇、◇◇、◇◇	〇〇、〇〇、〇〇、〇〇
キロ程	〇〇km	〇〇km
便数	〇〇便/日	〇〇便/日
運行会社	-	A社、B社、C社
主な経由地	-	■、■、■、■
キロ程	-	〇〇km
便数	-	〇〇便/日 (A社〇〇便/日) (B社〇〇便/日) (C社〇〇便/日)

## 今後のスケジュール（予定）

### 本日

利便増進実施計画についてご説明  
利便増進実施計画(骨子案)提示

令和7年1月@第4回周防大島町地域公共交通活性化協議会・周防大島町地域公共交通会議  
利便増進実施計画(素案)提示

令和7年3月@第5回周防大島町地域公共交通活性化協議会・周防大島町地域公共交通会議  
利便増進実施計画(案)提示→年度内成案

### 令和7年4月

利便増進実施計画の同意取り付け

### 令和7年6月

認定申請→認定

### 令和7年10月

利便増進実施計画 計画始期